PALETTE

パレット健康保険組合に加入した皆さまへ

けんぽガイド



マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、医療機関等での受診はマイナ保険証（マイナンバーカードに保険証としての利用登録をしたもの）を基本とする仕組みになりました。
パレット健康保険組合に加入した皆さまにマイナ保険証の仕組みと健康保険のお役立ち情報をご案内いたします。

マイナ保険証が利用できるまで



被保険者の皆さま

事業主が「マイナンバー」「住民票住所」「氏名」「生年月日」「資格取得日」などの情報を記載した届書を健康保険組合に提出し、健康保険組合がデータ登録を完了することで、マイナ保険証が利用できるようになります。

被扶養者（ご家族）の皆さま

被保険者が「被扶養者（異動）届」にご家族の「マイナンバー」「住民票住所」「氏名」などを記載、必要な証明書類を添付して、事業主を通して健康保険組合に提出します。
健康保険組合の審査終了後、被扶養者として認定された方のデータ登録を完了することで、マイナ保険証が利用できるようになります。

▶▶ 法令上、届書等にはマイナンバーの記載が求められています

・マイナンバーなどの情報が正確に記載されている場合は、**５日以内にデータ登録が完了**します

・事業主が提出する届書や被保険者が提出する被扶養者(異動）届にマイナンバーが記載されていなかった場合は、データ登録完了までに**１０日程度**かかります
・データ登録が完了するまで、マイナ保険証を利用することはできません

・一定の日数を経過してもデータ登録の完了が見込まれない場合は、有効期限付きの「資格確認書」を交付します

データ登録の完了は「資格情報のお知らせ」で確認しましょう

パレット健康保険組合では、加入者の皆さまとのコミュニケーションツールとして、健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」を提供しています。「資格情報のお知らせ」は MY HEALTH WEB に掲載していますので、初回登録後、ログインして確認してください。

MY HEALTH WEB の初回登録には「パレット健康保険組合の記号・番号」が必要です

STEP1

マイナポータルにログイン

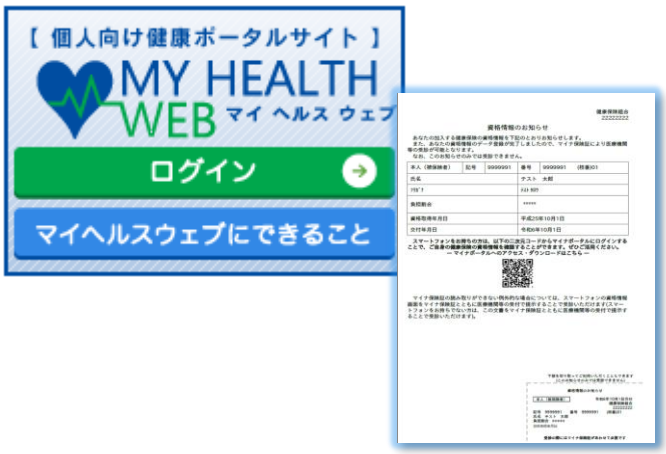
「保険者名：パレット健康保険組合」
「記号・番号」を確認



STEP2

MY HEALTH WEB に初回登録してログイン

「資格情報のお知らせ」を確認しましょう！



医療機関等でマイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

START

マイナンバーカードとスマホを持っている → Yes → **マイナポータルの資格情報画面**をスマホにダウンロードしてください。ダウンロードした資格情報を窓口に提示してください。

NO

マイナンバーカードは持っているが、スマホは持っていない → Yes → **MY HEALTH WEB の資格情報のお知らせ** をプリントアウトし、**様式の右下を切り取ったもの**を携帯し、マイナンバーカードと一緒に窓口に提示してください。

- ➤ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損等した場合は、「資格情報のお知らせ再交付申請書」を提出してください。

NO

マイナンバーカードを持っていない → Yes → **【お願い】**
マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- ➤ 取得が困難な方や取得しない方については、申請により資格確認書を交付します。

マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。
マイナ保険証をお持ちでない場合、まずはマイナンバーカードの取得をお願いします。

毎日をもっと健やかに 健康サポートメニュー

健診・予防接種補助金

人間ドック/脳ドック

がん検診/脳検査/骨密度検査

インフルエンザ予防接種

無料 扶養家族向け健康診断



こころとからだの健康相談

電話, メールで気軽に相談OK

（プライバシー厳守）

健康情報やセルフケアのヒントをWEB・アプリで配信中

健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」

推奨！

補助金のWEB申請

インフルエンザ/乳がん・子宮頸がん検査/骨密度検査の申請ができます。

健診結果閲覧

過去５回分の健診結果を閲覧することができます。

医療費明細・ジェネリック情報

医療費控除の申告手続に必要な医療費通知をダウンロードできます。

ウォーキングキャンペーンの参加等でポイントをGET！

サイト内の機能を活用してポイントを獲得しましょう！

たまったポイントで『Amazonギフトカード』などお好きなアイテムに交換できます。



ライフイベントごとのお手続きと独自の付加給付のご紹介

こんなときは お手続きを



結婚したとき

・氏名変更届
・被扶養者異動届



出産したとき

・出産育児一時金
・出産手当金 支給申請書



会社を長期休んだとき

・傷病手当金 支給申請書



転居したとき

・住所変更届



交通事故にあったとき

・第三者行為による傷病届



非課税世帯の方の医療費が高額になったとき

・限度額適用 標準負担額減額 認定申請書



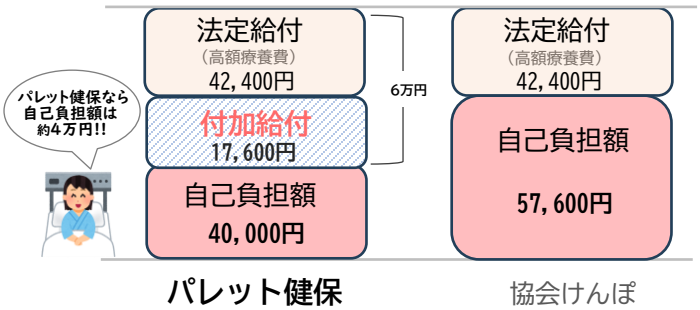
亡くなったとき

・埋葬料（費） 支給申請書

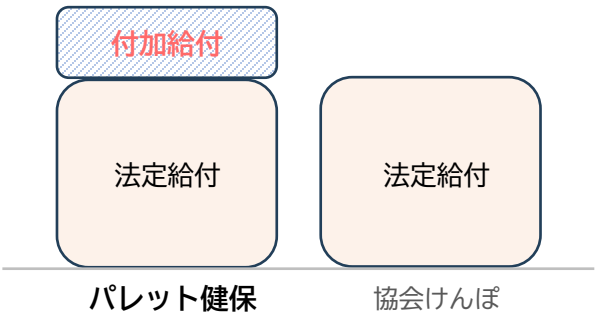
パレット健康保険組合独自の手厚い「 2つ の付加給付制度 」

1 法律で定められた法定給付（高額療養費）に加え、パレット健保では**更に自己負担額の軽減**を図るため、40,000円を超えた額を付加給付として支給します。

（モデルケース：月収26万円の方）
病院窓口負担額が10万円となる場合



2 病気やけがなどで、休職により無給となった期間に支給される傷病手当金にも付加給付の支給があります。



☆各種お手続きなど、その他詳しい内容についてはホームページをご確認ください ➤➤➤➤

PALETTE
パレット健康保険組合

～マイナ保険証をお持ちでない方へ～



マイナンバーカードを保険証として利用するまでの３つのステップをご紹介

ＳＴＥＰ１　　マイナンバーカードを取得しましょう

マイナ保険証を利用するためにはマイナンバーカードが必要です。お持ちでない場合は、受け取るために申請をしましょう。
スマホ、パソコン、証明用写真機等から簡単に申請が可能です。申請後、概ね1か月後に交付通知書が届いたら、交付場所で受け取りましょう。



ＳＴＥＰ２　　マイナ保険証の利用登録をしましょう

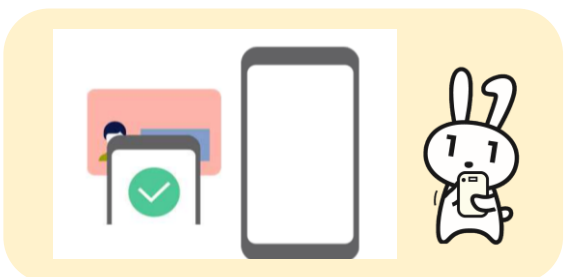
マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下いずれかの方法で登録（申込）が必要です。



ＳＴＥＰ３　　マイナポータルで資格情報を確認してみましょう

マイナポータルにログインをして、健康保険証の利用登録状況が「登録済」となっていれば**準備完了**です！！いつでもマイナンバーカードを保険証として使うことができます。

マイナポータルアプリからログインすれば
いつでも健康保険の記号・番号や負担割合等
最新の資格情報を確認することができます。



（2025.11）